栃木市納税コールセンターは電話による催告を行っています

市税等の未納者に対して、電話で早期の自主納付を呼びかける「栃木市納税コールセンター」を収税課内に設置しています。新規滞納者の発生防止を目的として、納付忘れや納付遅れなどをお知らせし、自主納付を呼びかけています。

私たちの暮らしを支える大切な税の自主的な納付をお願いします。

また、今年度から岩舟地域も対象となります。

同コールセンターからお知らせがありましたら、早期の自主納付をお願いします。

（注意）ＡＴＭ機（現金自動支払機）で金融機関名や口座番号を指定して振込みを指示するような案内はしませんので、不審な点がありましたら左記へ連絡してください。

本収税課☎(21)2281

はり・きゅう・マッサージ施術料助成券について

高齢者の健康の保持と健康寿命の延伸のため、はり、きゅう、マッサージ施術を受ける際の料金の一部を助成します。

※医療保険との併用はできません。

◆**対象者**　市内に住所を有し、かつ現に居住している満75歳以上の方（施設に入所している方を除く）

◆**助成券**　1枚あたり800円の助成券を、2月ごとに1枚の割合で当該年度分を交付。

◆**申請に必要なもの**

①後期高齢者医療被保険者証等、対象者と証明できるもの。

②印かん

◆**申請受付**　7月1日(火)より、本高齢者福祉課及び各総合支所健康福祉課にて。

◆**問合先**

本 高齢福祉課☎(21)2243
大 健康福祉課☎(45)1788
藤 健康福祉課☎(62)0904
都 健康福祉課☎(29)1103
西 健康福祉課☎(92)0310
岩 健康福祉課☎(55)7780

アダプト制度に参加してみませんか

アダプト制度とは、個人や団体、企業等のグループが道路・河川・公園の公共施設において清掃や美化等のボランティア活動をしていただく市民参加の制度です。

市ではボランティア保険の加入を始め、清掃・除草・美化活動等に必要な物品の貸し出しを行います。

きれいで住みよい街づくりのために、皆さんの参加をお待ちしています！

～アダプト制度の流れ～

①市へ連絡をする

②市と協議をして活動区域を設定し、届出書を提出する

③市と合意書を取り交わす

④市と協議しながら清掃活動を行う

本道路課☎(21)2408
　河川緑地課☎(21)2413
大都市整備課（道路・河川）☎(43)9214
　都市建設課（公園）☎(43)9215
藤都市建設課☎(62)0908
都都市建設課☎(29)1105
西産業建設課☎(92)0314
岩都市建設課☎(55)7767

文化財の現地調査実施

◆**日時**　7月1日(火)～平成27年3月31日(火)

◆**場所**　市内全域

◆**対象**　遺跡・城跡・石碑類

◆**内容**　岩舟地域全域の遺跡・城跡及び石碑類について、調査員（調査員証携帯）が所在調査を実施します。私有地に立ち入る場合もあります。協力をお願いします。

本文化課☎(21)2497

7月は河川愛護月間です

身近な自然空間である河川は、私たちの大きな財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えてくれます。地元自治会をはじめ、多くのみなさんが草刈りや清掃活動を行っている一方で、依然としてごみの不法投棄も見受けられます。

川の環境を守り、美しいせせらぎをいつまでも残せるよう、河川の美化と愛護に理解と協力をお願いします。

本河川緑地課☎(21)2412
大都市整備課☎(43)9214
藤都市建設課☎(62)0908
都都市建設課☎(29)1105
西産業建設課☎(92)0314
岩都市建設課☎(55)7767

保険税（料）の納税（入）通知書が送付されます

○国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税（入）通知書等が次のとおり送付されます。

送付されるもの	対象者	内容	送付時期
納税（入）通知書	普通徴収（納付書・口座振替）で納める方 ※10月から特別徴収（年金からの引落とし）が始まる方を含む	・年間の保険税（料）額 ・期別の保険税（料）額	7月15日(火)
特別徴収開始通知書	特別徴収（年金からの引落とし）で納める方 ※すでに特別徴収になっている方と10月から特別徴収が始まる方	・年間の保険税（料）額 ・年金支払月別の保険税（料）額 ・来年度4・6・8月の保険税（料）額	9月30日(火)
変更納税（入）通知書	7月以降に国民健康保険に加入する方、65歳（介護保険）または75歳（後期高齢者医療保険）を迎える方	・加入月（誕生月）から年度末（3月）までの月割りの保険税（料）額 ・期別の保険税（料）額	概ね加入月（誕生月）の翌月

○7月31日（木）が、普通徴収（納付書・口座振替での納付）第1期の納期限です。納付をお願いします。

○年度途中で75歳を迎え、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移った方は、4月から誕生月の前月分までを国民健康保険税として、それ以後を後期高齢者医療保険料として納めます。納期の関係から同じ時期に両方を納めていただくことがありますが、保険税（料）が重複しているわけではありません。

○特別徴収（年金からの引落とし）の方は、口座振替に変更できます（介護保険料は除く）。希望される方は、振替口座の通帳と通帳の届出印をお持ちのうえ、下記で手続きください。

本市民税課☎(21) 2263
藤税務課☎(62) 0902
西地域まちづくり課☎(92) 0304
大税務課☎(43) 9208
都税務課☎(29) 1101
岩税務課☎(55) 7757

自然災害による住宅復旧費用の一部を助成します

自然災害により住宅に被害を受けた方で、国や県などの被災者生活再建支援制度を受けることができない場合に被災した住宅の早期復旧を図るため、復旧費用の一部を補助します。

◆**補助対象**

・自然災害により被害を受けた住宅の復旧費用（被災した方の居住する住宅に限ります。）

・居宅の復旧に要する工事費が10万円以上であるもの。

（別途保険等の適用がある場合は、その金額を経費から控除します。）

※被災した日から1年以内に補助金の申請を行う必要があります。

◆**補助金額**

対象世帯	補助金額
全壊世帯	上限100万円（住宅の建設又は購入費に相当する額）
半壊世帯	上限　50万円（居宅の復旧費に相当する額）
一部損壊世帯	上限　10万円（居宅の復旧費の2分の1）

※補助金の交付は同一世帯及び同一住宅に対して1回限りとなります。

本危機管理課☎(21) 2551

家庭用生ごみ処理機設置費を補助します

生ごみの減量化を進めるため、生ごみをたい肥化するコンポストや電気式生ごみ処理機を購入する方へ補助金を交付しています。

○電気式生ごみ処理機
　補助額　購入費の2分の1
　補助限度　上限20,000円（1世帯1基まで）
○コンポスト容器、堆肥化促進剤専用容器
　補助額　購入費の3分の2
　補助限度　上限5,000円（1世帯2基まで）

コンポスト

電気式生ごみ処理機

◆**申込**　購入後に本環境課（本庁舎2階）又は各総合支所生活環境課にて、申請書等を記入ください。その他詳細は随時問い合わせください。

◆**問合先**　本環境課☎(21) 2141

栃木市マスコットキャラクター「とち介」のデザインの使用申請及び派遣申請ができました

栃木市マスコットキャラクターとち介

◆**問合先**　本秘書広報課☎(21) 2317

栃木市マスコットキャラクターとち介のデザインの使用申請と、派遣申請の要綱が整いました。

デザインを使用したい方やイベント等にとち介に来てほしい方は、それぞれの要綱を読んで了承したうえで、申請書を提出ください。注意いただきたい点は次のとおりです。

【派遣について】

○本市を元気にし、また本市をＰＲできるイベントに参加します。

○派遣は9時～20時までの1日2時間以内、出演時間は30分以内で1日2回までとします。

○控室等を用意してください。

○イベント等が決まり次第、上記問合先へ電話で仮予約をしてください。

○イベントの2週間前までに、申請書を提出してください。

○派遣を承認している場合でも、雨天の屋外での派遣は中止することがあります。また、季節によっては派遣時間を制限することがあります。

○個人的な集会や直接商品の販売促進を行う等、派遣ができない場合がありますので、詳細は相談ください。

【デザインについて】

○私用以外でデザインを用いる場合は、使用承認申請書を提出してください。

○使用承認申請書提出の際には、使用に係る企画書、商品の見本、会社概要等必要書類を合わせて提出ください。

○キャラクターの変形やイメージを損なう使用はできません。

○生産等を行う前に、デザインの確認をします。

○使用にあたっては「栃木市マスコットキャラクターとち介」の表記をしてください。